

船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト（強電）】

船舶電装管理者
主任船舶電装士
船舶電装士

目 次

I	船舶設備規程（関連抜粋）	1
[1]	第6編 電気設備	1
	第1章 総則（定義及び性能一般）	1
	第2章 発電及び変電設備	28
	第1節 通則	28
	第2節 発電機	38
	第3節 蓄電池	52
	第4節 変圧器	58
	第3章 配電設備	62
	第1節 配電盤	62
	第2節 配電器具	68
	第4章 電路	71
	第1節 電線	71
	第2節 配電工事	73
	第3節 接地	92
	第5章 電気利用設備	95
	第1節 照明設備	95
	第2節 動力設備	101
	第3節 電熱設備	112
	第4節 通信及び信号設備	113
	第6章 非常電源等	116
	第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	134
	第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	143
	第9章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備	144
[2]	脱出設備、操舵設備、航海用具	147
	「1」 脱出設備	147
	「2」 操舵設備	157
	「3」 航海用具	167
[3]	無線電信等の施設	211
II	危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	217
	第2編 危険物の運送	217
	第1章 通則	217
	第3章 ばら積み液体危険物の運送	218
	第2節 液化ガス物質	218
	第3節 液体化学薬品	218
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	226

第1章 総則	226
第2章 救命設備の要件	227
第3章 救命設備の備付数量	236
第4章 救命設備の積付方法	239
IV 船舶消防設備規則（関連抜粋）	241
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	241
第1節 第1種船及び第2種船	241
第2節 第3種船及び第4種船	251
V 船舶防火構造規則（関連抜粋）	254
VI 船舶自動化設備特殊規則	256
第1章 総則	256
第2章 機関	256
第3章 設備	259
VII 漁船特殊規程（関連抜粋）	267
第1章 総則	267
第3章 設備	267
第1節 救命設備	267
第3節 その他の設備	267
VIII 小型船舶安全規則（関連抜粋）	274
[1] 第1章 総則	274
[2] 第6章 救命設備	280
[3] 第9章 航海用具	281
[4] 第10章 電気設備	294
第1節 通則	294
第2節 蓄電池	297
第3節 配電盤	298
第4節 電路	299
第5節 電気利用設備	300
[5] 第14章 特殊小型船舶に関する特則	302
IX 小型漁船安全規則（関連抜粋）	303
[1] 第1章 総則	303
[2] 第6章 救命設備	304
[3] 第9章 航海用具	305
[4] 第10章 電気設備	309
X 電気設備の検査	316
[1] 検査の種類	316

[A] 定期検査	316
[B] 中間検査	316
[C] 臨時検査	317
[D] 臨時航行検査	317
[E] 予備検査	318
[2] 用語の意義	318
[A] 旅客船	318
[B] 国際航海	318
[C] 特殊船	318
[D] 小型兼用船	318
[E] 小型船舶	318
[F] 小型漁船	319
[G] 航行区域	319
[H] 従業制限	319
[3] 検査の準備	320
[A] 定期検査の準備	320
[B] 第1種中間検査の準備	320
[C] 第2種中間検査の準備	320
[D] 予備検査の準備	320
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	320
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	320
第1章 第1回定期検査等	320
第2章 定期的検査等	328
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	332
第1章 第1回定期検査等	332
第2章 定期的検査等	333
C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査	334
第1章 第1回定期検査等	334
第2章 定期検査等	334
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	336
[5] 検査事務規程及び検査の実施方法に関する規則	338
〈検査事務規程付録A-1 第2編〉	338
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	341
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	345
XI 索引	347